

苫小牧市現場代理人の兼務に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、苫小牧市建設工事請負契約約款第10条第3項の規定に基づき、発注者が現場代理人の工事現場における常駐を要しないこととした場合の事務取扱について必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 本市が発注する予定価格が3,500万円未満の工事（建築一式工事は7,000万円未満）においては、2件まで現場代理人の兼務を認めるものとする。なお、少額工事等及び見積工事は件数に含めないものとする。

2 前項の定めにかかわらず、予定価格が1,000万円以上3,500万円未満の工事（建築一式工事は7,000万円未満）については、次の各号に掲げる期間を除き兼務に係る工事の工事期間が重複していない場合に限り、現場代理人の兼務を認めるものとする。

(1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

(2) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

(3) 前2号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(兼務の届出)

第3条 前条第1項により、現場代理人の兼務をしようとする場合は、「現場代理人兼務届出書」（様式1）を市長に提出しなければならない。

(安全管理等)

第4条 受注者は、現場代理人を兼務させたことにより安全管理の不徹底による事故等が起きることがないように、工事現場における安全管理及び工程管理等について、より一層の配慮をしなければならない。

(連絡体制)

第5条 常に市及び工事現場間の連絡が取れ、必要に応じて現場に立ち会うことができる体制を整えること。

(兼務の取消し等)

第6条 現場代理人の兼務をすることによって、現場の体制に不備が生じたとき又は不良な工事となったときは、現場代理人の兼務を取り消すものとする。

(営業所の専任技術者)

第7条 建設業法における営業所の専任技術者については、予定価格が500万円未満の工事1件に限り、現場代理人との兼務を認めるものとする。この場合、第3条から第6条までの規定を準用する。

附 則

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

2 苫小牧市建設工事に係る現場代理人の常駐義務緩和措置試行取扱要領（平成23年4月1日施行）は、廃止する。

附 側

この要領は、平成２５年１１月１日から施行し、同日以後に苫小牧市入札指名委員会に付議する工事から適用する。

附 側

この要領は、平成２７年４月１日から施行し、同日以後に苫小牧市入札指名委員会に付議する工事から適用する。

附 側

この要領は、平成２９年４月１日から施行し、同日以後に苫小牧市入札指名委員会に付議する工事から適用する。

様式 1

工事等記号番号	()
---------	-----

現場代理人兼務届出書

平成 年 月 日

苫小牧市長 様

住 所
名 称
代表者 印

現場代理人_____を兼務させたいので、次のとおり届出します。

なお、工事の施工に当っては、それぞれの監督員の指示に従い、安全管理及び工程管理に万全を期すことを誓約します。兼務が続行できないと判断された場合には、兼務を取りやめます。

工事 1 現在、現場代理人として従事している工事

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 まで
契 約 金 額	円
工 事 担 当 課	部 課

工事 2 上記代理人が、これから兼務しようとする工事

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 まで
契 約 金 額	円
工 事 担 当 課	部 課

工事 1	決裁年月日	課長 係長 係	工事監	

工事 2	決裁年月日	課長 係長 係	工事監	